

公益社団法人京都府看護協会個人情報保護方針

平成 21 年 3 月 27 日制定

平成 26 年 9 月 30 日改正

公益社団法人京都府看護協会（以下「看護協会」という。）は、保健師、助産師、看護師及び准看護師の有資格者による職能団体です。その前身は、昭和 22 年 7 月、日本助産婦、看護婦、保健婦協会京都府支部として発足しました。その後、昭和 56 年 2 月、社団法人京都府看護協会として、法人格を得て再出発し、平成 24 年 4 月、公益社団法人として認定を受けました。

看護協会は、地域における看護活動を推進するとともに、公益社団法人日本看護協会と連携のもと、保健師、助産師、看護師及び准看護師の職業倫理と資質の向上を図り、もって府民の健康と福祉の向上に寄与することを目的に活動しています。

看護協会は、社会的責任である個人情報保護を正しく遂行するために、個人情報保護に関する方針を次のとおり示します。

1 個人情報

個人情報とは、個人に関する情報であり、その情報を構成する「氏名」、「住所」、「電話番号」、「メールアドレス」、「生年月日」及びその他の情報で、特定の個人を識別できる情報をいいます。ここでいう個人とは、主として次に掲げる者を指します。

- (1) 会員及びナースセンター利用者（NCCS 登録者）
- (2) 協会立訪問看護ステーション利用者
- (3) 看護協会事業の協力者及び参加者（講師、委員、受講者等）
- (4) 看護協会の役職員、非常勤職員及び派遣職員

2 個人情報の取得及び利用

看護協会は、事業推進のために個人情報を取得し、取得時に通知した利用目的の範囲内でのみ利用します。

3 個人情報の適正管理

看護協会は、紛失、破壊、改ざん、漏洩、不正アクセス、その他の安全管理を図るため、必要かつ適切な対策を講じて、個人情報を適正に管理し、是正及び予防を行います。

4 個人情報保護に関する関係法令の遵守

看護協会は、個人情報保護法等関係法令及び国の定める指針その他の規範を遵守します。

5 個人情報の預託

看護協会は、個人情報を外部に預託することがあります。個人情報を預託する場合

は、預託先でも安全に取り扱われるよう管理基準を作成し適正な取扱いを行っている委託先を選定し契約を締結して業務を委託します。

6 個人情報の開示、訂正又は削除

看護協会は、本人及びその代理人から、個人情報の開示、訂正又は削除を求められた場合は、本人確認の上、遅滞なくこれに応じます。

看護協会は、本人の承諾を得ないで個人情報を第三者に開示することはありません。

7 個人情報保護の維持及び改善

看護協会は、個人情報の適正な取扱いが行われるよう、役職員等に対して、継続的に教育を実施するとともに、個人情報保護の取組を定期的に見直し、継続的な改善を行います。

8 苦情及び相談

看護協会は、個人情報保護の取組についての苦情及び相談については、相談窓口を設置し、苦情及び相談に応じます。